

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和2年 第5回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和2年5月21日(木) 午前10時00分から 午後 0時12分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階 庁議室
委 員 名		(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、青木委員、 半澤委員、今村委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		榊教育部長、永島郷育推進課長、堀田文化財課長、水上学校教育課長、宮原教育総務課長、溝辺図書館長、永松主幹兼指導主事、伊澤指導主事兼教育指導係長、藤岡指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画係長、松本、
会 議	議 題 (内 容)	・議案第15号福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて ・議案第16号福津市情報教育連絡協議会設置規程を制定することについて ・議案第17号福津市教育支援委員会委員の委嘱について ・議案第18号福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱について ・協議 ・報告 ・その他
	公 開 ・ 非 公 開 の 別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	0人(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため傍聴は中止)
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録 ☒ 録音テープを使用した要点記録 ☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		柴田教育長 今村委員
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 日程第1 開会の宣言

柴田教育長：それでは、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、令和2年第5回の定例教育委員会を始めさせていただきます。

本日は構成員5名中、ただいま出席委員は5名で定足数に達して委員会は成立しますので、改めて定例会を開会したいと思います。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：日程第2、会議録署名委員の指名についてでございます。

本日の会議録は、私柴田と今村委員でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3 日程第3 議案第15号福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて

柴田教育長：日程の第3、議案第15号福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについてを議題といたします。

事務局に提案理由の説明をお願いしたいと思います。溝辺図書館長よりお願いいたします。

溝辺図書館長：皆さん御無沙汰しております。溝辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第15号でございます。福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することにつきまして御説明させていただきます。

提案理由でございますが、未知の感染症、不可抗力な災害など、やむを得ない事案が発生した場合に、図書館の休館日の変更と同様に、開館時間の変更等を実施できるようにするため、規則の改正が必要となりました。これが、この議案を提出する理由でございます。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

改正箇所は、第6条第2項を削り、第8条にただし書として、特例の条文を加えるということでございます。これについて少し御説明をさせていただきたいと思います。

本日お配りの資料、福津市立図書館条例施行規則改正（教育委員会説明資料）を御覧ください。

まずは、開館時間変更の理由についてでございます。

規則第8条の規定には、新型コロナウイルスなどの未知の感染症、あるいは施設設備の事故故障などによって、不測の事態が起こっても、開館時間の変更が即座に対応できないものに

なっています。

そのため、規則第9条に定められた「休館日」の規定、あるいは福津市複合文化センター条例施行規則第3条に定められている「開館時間及び休館日」に関する規定と同様に、教育委員会または教育長の承認のもと、開館時間の変更ができるようにするものでございます。

この改正に至った理由ですが、主な趣旨としては、市立図書館は、1日当たり平均約800名の来館者と約4,000点の貸出・返却（平成31年度実績）がございします。特に混雑時には、貸出利用者1,000名、貸出・返却数8,000点を超え、図書館スタッフも10名以上従事しなければならないことから、館内は「密集」「密接」の状態となっています。

また、緊急事態宣言発令後、約7週間にわたる臨時休館や過去の利用実績を鑑みた場合に、図書館業務再開後、2週間ほど、5月26日から6月8日頃までは、多くの来館者で混雑することが予想されます。そのために休館日の開館、開館時間の変更、業務（利用者サービス）の段階的拡充等を図り、再開後における館内の混雑緩和を図りたいということで、提案させていただいております。

特に、開館時間の変更は、規則第24条（雑則）で対応は可能なのですが、市民に明確に表示するためにも、この特例措置が必要というように判断しております。

2ページの真ん中を御覧ください。

今回、改正に併せて皆様方に御承知いただきたい部分につきましては、図書館における感染症対策でございします。

先ほど申したように、開館後2週間程度は「密集」「密接」の状態は避けられません。その抑制のためにも、休館日を設けず、開館時間を早めて対応したいと考えています。

対象期間は、令和2年5月26日から6月21日までです。

現行、午前10時から午後6時までの開館時間を、変更後は午前9時から午後5時まで。そして、午後5時以降1時間を返却資料の点検、消毒、配架等の作業にあてたいと考えています。

勤務体制は、2交代制で、早出、遅出という形で対応します。

休館日は、現行5月28日、6月1日・8日・15日と、4回あるのですが、変更後はこの期間は休館日を設けません。

そのような形で、再開直後の混雑、（密集状態）を緩和していきたいと考えております。

これが、先ほどの開館時間の変更の理由でございします。

次に、図書館資料の予約方法については、2ページの下部分を御覧ください。

規則第6条「図書館資料の予約」の規定には、リクエスト

カードに記入していただいて、予約してもらう形になっているのですが、現在は約50%の方がウェブ予約や館内にあるOPAC予約などの「オンライン蔵書目録検索システム」で予約なされています。そのため、第2項に関する条文の不備を補う必要があります。また、今後、情報通信技術（ICT）のさらなる進歩・発展によっては、図書館システムの新技術も出現する可能性もあります。よって、時代の変化に柔軟に対応するために、第2項を削除したいという形で提案させていただいています。

それから、予約方法の改善、サービス向上、滞在時間の短縮を図るために、予約は、現在貸出中の資料に限定しているのですが、これを条件付き通常開館（6月23日予定）以降、「在架分も含め貸出可能なすべての資料」を対象としたいと考えています。

そして、インターネットを利用されていない方についても、FAXや電話等による予約も対応していきたいと考え、現在検討しているところでございます。

業務拡大スケジュールは3ページの下に書いております。

現在、館内掲示、導線の確保等は既に済んでおります。

蔵書予約のシステムを変更して、20日からウェブ予約を開始しています。

それから、予約限定資料の貸出を5月22日から24日までの3日間を対象にいたします。

特別開館、これは貸出・返却に限定するものですが、館内での閲覧ができません。その期間として、5月26日から6月21日まで、これは休館日を設けません。

それから、蔵書予約の拡充として、在架対応に6月15日から周知を行って、6月23日以降、条件付きの通常開館を実施したいと考えています。

新聞、雑誌の閲覧、閲覧席の一部利用等をここから始めたいと計画をしているところでございます。

そういったものを含めたところで、今回規則の改正をお願いするところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

柴田教育長：はい。ありがとうございます。

長い間休館していましたが、いよいよ図書館も開館するということで、コロナウイルス感染防止対策は継続して行われなければならないということで、規則の改正等について、提案が挙がっております。

お聞きになりたいことはありませんか。

では、委員の方で採決をお願いしたいと思います。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全会一致ということでございますので、日程第3、議案第15号福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについては原案どおり承認をいたします。ありがとうございます。

4 日程第4 議案第16号福津市情報教育連絡協議会設置規程を制定することについて

柴田教育長：では、日程の第4、議案第16号福津市情報教育連絡協議会設置規程を制定することについてを議題といたします。

水上学校教育課長より、提案理由の説明をお願いいたします。

水上課長：おはようございます。水上でございます。

それでは、議案第16号の福津市情報教育連絡協議会設置規程を制定することについて提案させていただきます。

理由でございます。

福津市教育総合計画及び福津市教育の情報化推進計画に基づきまして、本市の小中学校の児童生徒や教職員が、日常のかつ効果的にICT（情報通信技術）を活用できるよう環境整備を進めるとともに、教育の情報化を積極的に推進し、新しい時代に必要となる「人財」の育成を目指し、情報化推進体制を確立することを目的といたしまして、福津市情報教育連絡協議会を設置することについて、必要な事項を規程として制定する。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次ページを御覧ください。

こちらのほうが、設置規程になります。

第1条の趣旨につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

第2条が主な検討事項ということでございますが、内容については御覧になっていただきたいと思います。本市におきましては、現在ICT環境整備が遅れている状況がございます。その中で国のほうが進めております、GIGAスクール構想というものがございますが、これと合わせて、今後の本市の方向性について、この検討委員会を設置いたしまして、その中で協議をしながら進めていきたいと思っております。

国が進めておりますGIGAスクール構想につきましては、当初5カ年事業でありましたものが、新型コロナウイルスの関係で、前倒しということになってきた関係がございます。その中で早急に進めていきたいという、事務局としての思いがあります。

GIGAスクール構想の主な中身といたしましては、1人1台端末の早期実現と、ICT環境整備等がございますので、こ

れにつきましてこの協議会の中で規定を定めまして、検討を重ねていきたいということで考えております。

現状といたしまして、情報教育連絡協議会というものがございます。校長1名、教頭2名でありますけれども、こちらの中にさらに小中学校の情報教育担当職員、教育委員会学校教育課の職員、またオブザーバーといたしましても、本市の情報化推進課の職員等加えまして組織させていただきながら、早期にこのICT推進を進めていきたいということが、今回のこの規程をつくる提案理由でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：情報教育の推進をするために連絡協議会を設置させていただきたいということになっています。

何かお聞きになりたいことはございますか。

今村委員：方向性としては、1人1台のタブレットを整備するということですか。

水上課長：はい。現在、財政当局のほうと協議をしているところでございますが、教育委員会事務局としては、1人1台の端末をということで考えております。それと合わせて、教師用の端末を考えているところでございまして、早ければ6月補正に向けてという思いで、進めているところでございます。

今村委員：1人1台ずつということですので、相当なお金がかかりますね。

水上課長：現段階の試算額といたしましては、1人1台端末、教師を含めまして2億9,000万を考えております。

その前に環境ネットワークの整備が必要になりますので、その分と合わせまして、概算ですが4億6,000万という額を計上していきたいと考えております。

青木委員：1人1台のタブレットが整備されるとして、それを活用する先生方の技術のほう心配です。若い先生は大丈夫かもしれませんが、年配の先生方は初めての経験だと思います。

榊部長：学校教育課長も申し上げているように、福岡県全体もICT関連の部分というのは遅れているような中で、福津市も要は、福岡県の中でもまだまだ進捗状況というものが芳しくないというような状況です。

今回提案させていただいている連絡協議会というのは、タブレットをどうこうするとかではなく、それをどう活用していくのかという視点で、この連絡協議会を立ち上げていく必要があるのかなと考えています。

先ほど学校教育課長のほうから説明したとおり、コロナ関連で補助金や交付金があるというところで、メニューの中に教育現場でのICT機器、いわゆるタブレットも入っていますので、この機会を逃さずというところなのですが、タブレットがあればどうかなるかという話ではなく、それをどう授業の中

で使っていくのか、どう子どもたちに対して教育をしていくのかという視点がなければ恐らくほこりにかぶったままになるんだろうということだと思います。本来はこちらが先にということにはなるのでしょうか、早急に、同時進行という形で進めていきたいと考えています。

先ほど申し上げたとおり、交付金等の関係で、実は無線LANなども整備する必要がある、トータルでは4億6,000万ぐらいの事業になるところです。恐らくこの機会を逃せば国からの補助金はもう一切なくなってくる可能性が非常に高いんだろうと考えております。1人1台というところで申し出のほうはさせていただいて、調整のほうを現在しているというような状況でございます。正直なところ加速度的な状況で進んでいる中で御理解をしていただきたいという思いがあります。これを活用していくための連絡協議会というところで考えております。一部の人しか使えないような状況というのは、もう避けたいなと思っておりますので、連絡協議会の中でどういう活用方法があるのかというところで考えていきたいと思っております。

参考として、つくば市が毎年度こういったICT機器を使った授業、1年生から6年生、国語、社会、算数とそれぞれの科目別で、毎年度成果の報告書をホームページの中に掲載されています。そういったところを参考にしながら、具体的なイメージというのをまず持っていただくのが一番肝要かなと考えているところですので、現在スタートしたような状況で、整備とともにこういったソフト的な対応をしていきたいと思っております。

青木委員：もちろんつくば市の成果が出ているということでしたら、タブレットを活用した授業ができるということになれば、学校に半分ぐらいしか行かなくても良いということになり、今日は2年生、4年生、6年生、今日は1年生、3年生、5年生の登校ということにすれば、新しい学校は建てなくても良いようになると思います。ただ私自身は教育というのは、教師と生徒が対面でやらないと、つくば市がどのような成果を出しているかということは、私はまだ把握しておりませんが、週に1回の活用とかそれぐらいの中での成果は出るかもしれませんが、タブレットで授業をしていくということの成果というのは、学力の面だけの部分ではあったにしても、やはり人間形成とかそういうところでは多分できないのではないかなという気が物すごいです。

榊部長：実際に教育委員会の考え方としては、もうそのとおりだろうと思っています。タブレットといえども一つの手段、方法というところなのかなと考えているところです。

今回のコロナの部分で、それこそ大切さを感じたところとい

うのが、このＩＣＴ機器は必要だということと、家庭教育がやはり大事だということ、もう一つがやはり学校と一緒に学ぶと、コミュニケーションをする、というところがやはり大切なところなんだろうということです。

この情報教育を進めることによって、もう学校というのは必要ないというような考え方はもたないようにはしていきたいと思っております。

今回の部分で、対面コミュニケーション、やはり子どもの反応がないと、なかなか厳しいというようにところも感じるころがありましたので、現状としては、これによって学校が必要ないとかいうところは、一切持ち合わせてはおりません。

青木委員：もちろん分かります。

今私立の学校は、早くからそれに取り組んで、公立は遅れているというようなことがニュースに出て、やはり入試とかにも差が出てくるのではないかなというような心配もあります。大学でもオンライン授業等がっておりますが、家で授業を受けても、多分身が入らないと思います。

ただ今は、それで予算がつくということで、もらっておかないとあとで買うということもできないし、時代の流れとしてやはり今は１人１台というのが当たり前になっているとは思いますが、本当に意味のある使い方しないと、本当に宝の持ち腐れになる可能性があるという気はします。

以上です。

榊部長：タブレットを導入することによって、学校は建てなくても良いのではないかという考えをお持ちの方も身近にもいましたので、そこら辺は先ほど申しましたスタンスとして臨んでいきたいというようには思っております。

柴田教育長：情報教育連絡協議会で十分に活用法については詰めていただいて、方向性を間違わない御指導をよろしくお願いしたいなと思います。

何か他に、御質問などはございませんか。

それでは、採決をしたいと思います。議案の第１６号について承認していただける方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

では、議案の第１６号福津市情報教育連絡協議会設置規程を制定することについては原案のとおり承認されました。

５ 日程第５ 議案第１７号福津市教育支援委員会委員の委嘱について

柴田教育長：日程の第５、議案の議案第１７号福津市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題とさせていただきます。

事務局に提案理由を求めます。水上学校教育課長お願いいたします。

水上課長：失礼いたします。

議案第17号福津市教育支援委員会委員の委嘱について、提案させていただきます。

こちらの教育審議会につきましても、もう御存じの方が多くかと思いますが、特別な教育的支援を要する幼児から児童生徒について、今後の就学についての調査や審議を行う委員会でございます。

9ページでございます。

こちらのほうに委員の名簿を載せさせていただいています。14名いらっしゃいますが、このうち10名の方は昨年度から引き続きでございます。4名の方が変わってきております。6番の白土真二郎さん、福間東中学校校長です。それから8番の児島由美さん、神興東小学校校長です。それから、10番の津屋崎小学校に勤務している島先生。それから14番の福津市のびのび発達支援センターの杉本亜実さんでございます。学校の校長先生等につきましては、人事異動等の関係もございまして、変わってきているところでございます。本年度7月16日から基本的に年8回の委員会を考慮して予定しているところでございます。これで進めていきたいと思っております。御審議よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

柴田教育長：はい。人事異動等で委員が変わったということでございます。何かお聞きになりたいことはございますか。

合計の人数としては同じですね。

水上課長：14名で変わっておりません。

柴田教育長：これは8回それぞれ時間もかなりかかりますね。

水上課長：そうですね、毎年人数が増えている現状でございまして、昨年度も130名近くの児童生徒・幼児の方々を審議させていただいています。今年度もまた増えていく可能性があるのかなと思っています。

今村委員：質問ですが、この8ページのところに出てきます、第3条2項の、今挙げられた14名の方以外に、こういう顧問として、心理学者の方とか、精神科医師とか、児童相談所員の方がいらっしゃるということですね。

水上課長：はい。現実的には置くことができるとなっておりますけど、実際には置いていないというのが現状でございます。

今村委員：そういうことですね。一応項目として挙げているということですね。

柴田教育長：私もこれ出ていたりしたのですが、判定が非常に難しいときがあるのですが、委員さんを見ていただいたら、学識経験者あるいは御医者さん、小児科医、現場の先生方と多方面の方々が

らっしゃいますので、判定ができないということはなかなかありません。

今村委員：大体このメンバーで運営できるということですね。

柴田教育長：そうですね。

いざという時のためにこのような方も、判定のときに出席をお願いすることができますよということだと思います。

今村委員：はい。分かりました。

柴田教育長：他に御質問はございませんか。

それでは、議案第17号の採決をさせていただきます。御承認いただける委員の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第17号、福津市教育支援委員会委員の委嘱については原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第18号福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

柴田教育長：それでは日程の第6、議案の第18号福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、これを議題といたしたいと思います。

では、永島郷育推進課長お願いします。

永島課長：おはようございます。

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第18号福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを説明させていただきます。

提案理由といたしましては、福津市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により、別紙名簿のとおり福津市スポーツ推進審議会の委員を委嘱するものでございます。

11ページをお願いいたします。

名簿をつけさせていただいております。

任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年3月31日までです。

最初に兄井委員は福岡教育大学の教授で、スポーツを専門にされてある方です。阿部委員、篠崎委員、武田委員、中村委員は、市のスポーツ推進委員をしていただいている方々で、委員としてスポーツ活動に携わっていただいております。それから、宮城委員は、体育協会の会長をされています。伊藤委員は、スポーツ関係の民間団体でスポーツに携わっておられる方です。それから、小中学校からの代表として、的場先生、國廣先生に委員になっていただいております。最後に田中委員は、公募委員として選考された方です。

委員体制につきましては、再任委員7名、新任委員3名の10名となっております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしく願いいたします。

柴田教育長：福津市のスポーツ推進審議会の委嘱の件でございます。

お聞きになりたいことありますか。

青木委員：これ任期が6月からになったのは、コロナの影響ですか。

永島課長：いえ、この分につきましては、この定例教育委員会のほうで承認をいただきまして委嘱をさせていただきたいということで、6月1日からとさせていただいております。

青木委員：では今現在は、去年の委員の方ということですか。

永島課長：去年の委員は、一応3月末で切れておりますので、今は不在というような形になっております。

青木委員：不在期間があっても別に問題はないのですね。

榊部長：そうですね、審議会を開催する部分での話になってきますので、それは大丈夫です。

青木委員：はい、分かりました。

通常は4月1日から3月31日という形ですよ。

永島課長：一応条例の規定は2年以内となっています。その期間の部分で審議会等が発生する場合がありますので、若干遅れたというのもございますが、2年以内という条例の規定がございますので、問題はありません。

青木委員：はい、分かりました。

今村委員：スポーツ推進審議会は、どういう内容を審議するのですか。

永島課長：福津市スポーツ推進計画の基本方針というのがございます。その中でスポーツの推進については再度計画を立てていますので、その計画の内容についてしっかりと取組ができていくかどうかについて、また次年度どのように行っていくかについて、スポーツの推進を図るために協議会のほうで審議させていただいております。

今村委員：具体的に言うと、例えば、市の主催の成人駅伝やソフトボール大会など、そういうことも含めてということですか。

永島課長：全体的なスポーツ関係の計画というか、活動の中でどうあるべきか、あと今後まだ足りない部分、どうやってスポーツを広めていくかというふうな審議をさせていただいているような状況です。

今村委員：ありがとうございます。

榊部長：昨年度に10年間のスポーツ推進計画を策定しております。この審議会の中でいろいろ審議をしていただいて、計画のほうを策定しております。それで、この審議会の役割としては、その計画の進捗状況とか、あるいは見直しとか、そういったところを、市全体のスポーツ計画ということで審議をいただくというような機関になってきます。実際のいろいろな事業やそういったところは、スポーツ推進委員というのが別途ありまして、昔でいう体育指導委員会と同じ役割で、実際のスポーツ費用の企

画・立案・実行、そういったところはスポーツ推進委員が担っているというように御理解していただければ良いのかなと、御理解していただければと思っております。

今村委員：はい、分かりました。ありがとうございました。

柴田教育長：よろしいですか。

それでは、本市のスポーツ推進に関わっています、この審議会委員の方々にいろいろ御指導御助言をいただきながらということで、進めさせていただきたいと思います。議案第18号について御承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、議案第18号福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱については原案のとおり承認されました。

7 日程第7 協議

柴田教育長：それでは、日程第7協議事項でございます。

福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備について、3月に報告して、前回4月は教育懇話会答申等も容認いただいたところでございますが、その後の進捗状況等も含めて、報告と説明等をお願いしたいと思います。

では、まずは宮原教育総務課長からお願いします。

宮原課長：教育懇話会答申後の新設校の建設計画について、現状の御報告をしたいと思います。

まず、5月18日の庁議で改めて再提案したことについて、そちらの内容について先に御説明をしたいと思います。

資料の1ページです。新設校関連の経過ということで、現在までの時系列を載せております。新設校関連の経過ということで、建設計画を今行っておりまして、内部協議や地元説明等を実施した一覧を設けております。

基本構想業務を立ち上げて業務委託をしておりまして、まず、令和元年8月19日に竹尾案での最初の庁議提案を行っております。

この庁議というのは、今後9回の庁議を経て行っていくのですが、12月16日の庁議⑤で竹尾緑地に、小中一貫5－4制の中学校新設の庁議決定をいただいております。

その後、こちらの庁議決定を受けて、議会等への説明、地元郷づくり、あとPTA本部役員等に市の方針案について説明を行っております。

そして、2月3日の庁議⑧で、12月に庁議決定した竹尾案の凍結ということが打ち出されております。教育委員会が提案した案の再度の精査と手光案の再検討について業務命令として

この場で示されております。

その後、教育懇話会の答申等も出されている中で、教育総務課としては、竹尾緑地も含む案について再度の検証を行って、市長協議を図っております。

そして、4月1日に市長より中央公民館に学校建設の検討の指示がございまして、市長のほうから公民館の敷地を使って、小学校及び小中一貫校の検討というものが求められております。

それで、その案を教育総務課のほうで作成をしまして、4月27日に市長、副市長、教育委員会での協議を行っております。

このときに、ページでいきますと3ページになりますが、新設学校建設に寄せてということで、新たに手光公民館跡地での学校建設のプランが、市長のほうから提案という形で出されております。

これを図化したものが7ページです。4色で色分けされている4つの小学校校区で、校区再編を行い、真ん中の中央公民館跡地に新たな小学校をつくるということです。

下のほうに表がついてございます。表の上の青い数字が今のまま行くと、児童生徒数が令和7年以降このような数字になってくるということです。それに対して真ん中の黒い数字及び一番上の新設校という数字がここに学校をつくったときの児童数の数ということになってきます。それによってその差が生まれたのが、この赤い数字です。それで、この分で新設校をつくることによって、過大規模校化する他の学校の児童数の緩和というものを求めていくということになってまいります。

それからしますと、過大規模校化する福間小学校、福間南小学校については、確かに一定の児童生徒数の減ということで、緩和というものは図れることになっております。

一方で大きな問題としましては、ここに矢印が書いておりますが、4つの小学校校区から1つの小学校校区を新たに作るということなのですが、中学校については新設せず現状のまま、既存の3つの中学校に進学することになります。今の案ではこのような形で3つの中学校に、小学校校区と別にばらばらに分かれていくということになっています。今のプランでは、福間中学校が過大なままであり、最大では1500人台を維持したままの、このような校区再編案になってまいります。

この案では、新設小学校校区に星ヶ丘を除く宮司のエリアが大きく入っております。あと光陽台4区、5区、6区というのも入っております。この場合、新設小学校が1,400人を超えるということで、非常に大規模な学校であるということで、こちらの案の修正を市長部局より求められたものが8ページになります。

4月27日以降も協議を継続して進めておりまして、8ページは、5月13日の協議で、市長部局より求められた案を図化したものです。

宮司のエリアが、宮司2区、3区になっています。光陽台4区、5区、6区は外れているということで、この規模でいくと1,100人規模、最大それぐらいの学校規模になってまいります。

4月27日時点での案、5月13日時点での案というものを指示されておりますが、それに対して市長協議を重ねた結果、5月18日の庁議で、教育委員会としては、総合的に判断した結果これまで通りと同じ竹尾案であり、早期に方針決定してほしい旨を、改めて再度提案しております。比較表が2ページです。

一番左の竹尾緑地と書いているのが、令和元年8月からずっと提案をしております、竹尾緑地に中学校を建設して、こちらに小中一貫5—4制を引くことによって、現在の小学校区を生かして、郷づくりをそのままを変えずに、小学校と中学校の過大規模校の緩和、解消を図っていくというものです。

一方先ほどの4月27日、5月13日の案というもので出されたのが、この右の手光地区というものになってまいります。それで、こちらの比較案というものを庁議の中で改めて御説明して、この比較を行っております。

このときに教育委員会として、強く御説明したのが、下に黄色で着色してある分になってまいります。後ろのページに答申を2つつけております。22ページの通学区域審議会の答申と26ページの教育懇話会における答申です。今の竹尾緑地に中学校を新設する案というのは、この2つの答申が反映されている案ということで、その分を強く強調したものが、こちらの黄色で色づけしたものになります。

まず、竹尾案については、校区再編がないということ。福間南小学校と福間小学校については、そのままそれぞれの中学校に進学し、郷づくりにおいて、1小学校、1中学校でそのままいけるということです。一方の手光については、先ほどの図のような大きな校区再編が伴います。

続きまして、小中一貫制度の導入ということで、小中9年間の接続を重視した教育というのが、今の竹尾建設案では可能ではないかということです。それで、一方の手光案については、9年間の学びの中で、小学校と中学校が大きく分散され、1つの小学校から3つの中学校に別れていくという現状からすると、困難というようになってくるのではないかということです。

この現状からして、今まで10年以上の蓄積を経たコミュニティ・スクールの継続発展については、このような形で竹尾案

については可能ではないかと。一方手光案については困難が伴うのではないかとということです。

あと、学校とともにもう一つ大きな問題としては、郷づくりへの影響があるということです。今の竹尾案については、現状の郷づくりが維持したままでできます。一方の手光案については、先ほどの学校校区と同様に大きく分かれてしまうと、再構築が必要になってくるという状況になってまいります。

このような提案を庁議の場で、再度改めて、行っております。庁議の結果としては、今回のこの提案に対して、現時点での決定はできない、「保留」とされています。

それで、6月議会での基本設計の上程に向けても現在まとめてはいるのですが、そちらについての市の方針決定というのがいただけていないという現状でございます。

以上でございます。

柴田教育長：はい、ありがとうございます。

今村委員：一つ資料について質問が、2ページと21ページの資料の違い、両方とも新設校案に関する比較表と書いてあるのですが、この違いは何ですか。

宮原課長：15ページから21ページの分は、12月に市の方針として庁議決定したもののについて、1月20日の全員協議会以降、地域への説明会等で配付した資料になります。こちらについては、5案提示して議会及び地元のほか、この教育委員会の中でも一度御説明はしていると思いますが、こちらの分での比較表です。

それで、先ほどの3ページの新設学校建設に寄せてという文面を図化したものが7ページ、8ページになるのですが、2ページの分はこちらの計画との比較表です。

青木委員：手光に小中一貫校を建設する案は消えたということですか。

宮原課長：現在、手光に小中一貫校を建設する案は、事業費も含めて、大きな用地の確保が必要になってくるということで、そこに対する難しさがあります。

柴田教育長：現在、完璧に消えたわけではありません。市長の頭の中からは今のところ消えたということです。

市長は、最初は1月28日の総合教育会議の後に、手光の小中一貫校をと言っておりました。

ところが、4月27日になったら、7ページにあるように、手光に小学校を建設したいと言い出しました。さらに、5月13日になったら今度は校区の規模を小さくして8ページに変えるという感じで、いろいろお悩みになっているというところで本日になります。

教育委員会としては、昨年から一貫して竹尾緑地の案で考えています。

青木委員：この竹尾案の危険性に関しての検討資料説明とありますけど、

これはどういうことですか。

宮原課長：3月議会等において竹尾案について安全性が確保されていないというようなことを、市長のほうから言われています。

それに対しての危険性というのはまず地盤。あそこの湿地帯であるという地盤に対しての問題ですね。あと地震。仮に地震が起きたときの町史に記載されてある活断層の記載、こちらに対する検討。あとは、上流にため池があると、これが想定を超える豪雨、そういったものが発生したときの対応に対して安全性が保持されていないということで、それを危険性というように言われております。

それで、それに対して造成計画によって地盤を上げるであったり、ため池の検証を行うとか、そういったものの安全性を検討していくというようなことを協議してきております。それで、一定の安全性は確保できるのではないかと考えております。

地震に関しては、発生確率からすると、国が出している地震の安全性を提示した情報を公開されているものがございますので、そちらでは竹尾緑地のエリアは危険な地域ではないということになっております。

柴田教育長：そちらでは手光のほうの危険性は高いです。

今村委員：地盤が弱いということで、工事をしたら工事費はかさみませんか、そのあたりは、当初予算よりも増えていかないものですか。

宮原課長：そうですね。今現在概算ではありますが54億という事業費を算出しております。軟弱地盤といいましても、そちらについては造成によって盛土をすとか、そういった対策で、土木技術で一定の解消は図れると思っております。その分に対する一定の事業費は積んでおりますので。

ただ、そちらについては今後基本設計詳細設計をやって、地盤調査をして行っていく必要があるのかなと思っております。

あと、校舎レイアウトですね、今後の基本設計で、安全なところに校舎を建てるというのがまた必要になってくるというように思っております。

今村委員：それから、もう一つ質問です。

現在、中央公民館の跡地の周りに、田畑があったり、それから資材置場みたいになったりしているのですが、この土地は今後どのようなのかという予想は立てられますか。

宮原課長：現在、公民館が2.8ヘクタールございまして、小学校であれば運動場に対して余裕は、今のところ5,000平米ぐらいしか取れないのではないかと考えています。もしくはもう少し造成によって、可能であれば敷地内で賄えるのではないかと検討になっています。グラウンドが少し足りないとなると、県道を渡って民地を求める必要があるのではないかと考えており

ます。

今村委員：それ以外の、ふくとびあの周りや、その辺りは、市街化調整区域とかになっているのですか。

宮原課長：そうですね、あちらは市街化調整区域になっておりますので、今現在はそういった開発というのは入ってこないエリアになっています。

今村委員：将来的に例えば家が建つとか、マンションが建つとかいう可能性はありますか。

宮原課長：現状はありません。

仮に公民館に建てる場合も、都市計画のそういった協議であつたり、変更、そういったものは学校建設においても発生いたします。

今村委員：この7ページの地図を見たら、福津市の真ん中には学校はありません。竹尾緑地に新設の場合は、さらに古賀のほうに近い位置になるので、もし将来的に公民館の周りに住宅が建つとするなら、必要になるのではないかと思って心配しているだけの話です。

宮原課長：同じような田んぼの状態が、宮司の辺りと、手光の辺りで続いています。宮司の辺りは市街化区域に編入されましたので、こちらについては都市計画上は家が建つような状況になっております。そして、手光の辺りは、農振農用地市街化調整区域になっていますので、基本的には家は建ちません。開発も入らないということになっています。

今村委員：分かりました。そういうことを考えないと、また家がたくさん建って、マンションが建ってから学校が足りなくなったりすると、校舎がまた大規模校になるのではと思って質問しました。

半澤委員：公民館跡地に新設小学校を建てる案では、宮司2区に家が建った場合、その子ども達は、その新設校に行くということですね。

宮原課長：今現在、こちらの計画ではそういう形になってまいります。

半澤委員：しまむらの跡地にもマンションが建つということをお聞きしました。また児童数が増えそうですね。

榊部長：正式に建つということはまだなっておりませんが、そこは現在の校区では、神興小校区になります。

今村委員：神興小校区になるのですね。

青木委員：保護者の方の声などはないのですか。

宮原課長：竹尾案については、1月と2月に地元説明を行っております。

そのときは、郷づくりの役員や、PTA本部役員の限られた人達にしか御説明していませんので、一般の皆さんにというのはまだ実施していません。市の方針案が保留となり固まっていない現状では大きく出せていないというのがあります。それで、そういうことも含めて、早く方針決定をいただければ、広くこれをお伝えできるのかなと思っております。

藤井委員：十年後や、十五年後、二十年後、宮司にどんどん住宅地が増えるのであれば、そこに学校をという考えもいいのかもしれませんが、今の子ども達が必要としているのは、やはり福岡中校区のところなので、例えば説明会をされたとしても、絶対保護者のほうから、周囲に子どもがいないところにつくってどうするんだという話になると思います。今の子どもを我慢させるというのは、ちょっとどうなのかなというふうに思います。一番早い方法でスムーズにいくところに建てる方が良いと思います。この先何年間もわからないまま我慢する子どもが出てくるのは、それはちょっとかわいそうだと思います。

この日蔭野地区がこれだけ栄えて、マンションもすごい建って、早め早めの対応をしてこなかったからこうなったのであって、そこをまた同じことを繰り返すのかというようになってしまうので、早く出来る方向で、進めてほしいと思います。

さっき青木委員が言われたように、早めに保護者の声とかも聞いたほうがいいのかもかもしれません。

中央公民館の跡地は、例えばスポーツなど、いろいろ使えると思うので、3階建ての市民体育館を建てるといった大きい計画などないのですか。

柴田教育長：プールとかもですか。

藤井委員：はい。市民体育館が、今古いですよね。武道館にしても、宗像市みたいに、一階は武道場、二階は卓球など、そういうのをその辺りにつくるのはどうですか。

話がそれてしまってすみません。

永島課長：一応宗像市の方も総合体育館施設の計画のほうは議案のほうに挙がっていたようなのですが、却下されたというお話も聞いております。それで、まだ郷育推進課のほうとして市民体育館などをどうするかというのは、現在は検討をしていない状況にあります。

柴田教育長：協議の場でございますので、他にも委員の方々からいろいろ御意見を伺いたいと思います。

青木委員：新型コロナウイルスで市の財政というか、いろいろな補助金出したり、そういうのでお金の心配も出てきたような気がします。例えば、学校の新設が決まらず、現状のまま中学校などはリースの教室で対応するということだったら、どれぐらいの予算がかかるかとか、そういうところの比較表も何かあったほうが良いのかなと思います。

新設校を建てても、将来的に減っていき、そこを別の施設に売却するというようなことになるぐらいなら、リースが年間3億円ぐらいかかるということも聞いていましたけど、運動場はまたどこか別の場所を確保するというか、そういうことで何年間かしのぐということも考えないといけないのかなという気がします。

宮原課長：現状、今の建設案で挙がっていく中で、令和6年4月を目標として行って参りました。ただ今現在、予算がついておらず、6月議会も難しいということになってまいりますと、令和6年4月の開校は厳しくなります。

そうすると、令和6年には福間中でまた教室が足りないというのが既に見込まれておりますので、先ほど言われたプレハブ校舎も含めた、さらなる増築計画というのが必須になってきます。したがって、教育委員会としては一刻も早く決断をというように望んでいます。

青木委員：やはり郷づくりを編成し直すというのは、大分時間がかかると思います。よって、何でそんなところに学校を建てるのかという反対の声も出てくると思います。竹尾緑地案の反対の声も挙がるでしょうし、手光案の反対の声も絶対挙がると思います。そのときに、やはり納得のできる説明を皆さんにできるだけのもをもっておかないといけないと思います。

竹尾緑地に決めても、手光地区に決めても、どちらにしても問題、課題は出てくると思います。現行のままで、リースで対応するということでも、運動場がないなど、様々な問題が出てくると思います。

新型コロナウイルスの影響で、今後令和6年ぐらまで部活動ができないということになるかもしれません。毎年コロナウイルスがインフルエンザみたいに流行って、薬が五年も十年もできない可能性だってないことはないでしょうから。

藤井委員：部活動にしてみれば、教室数だけの話ではなく、やはり1校で出られる選手は決まっているから、学校が1つ増えると子ども達の自分達の力を出せる場がまた増えるというもあると思います。やはり早く進めてほしいので、少しでも早くできるところが良いのかなと思います。

青木委員：一番早くできるところが、良いですね。

柴田教育長：いろいろな考え方があります。

福間中学校の校区が過大規模校の問題があるわけです。手光は福間中学校の校区ではないところですよ。そこに学校を建てるというのも、どうなのかと思います。

藤井委員：そうですね。手光に小学校を建てる案は、もともと考えていたのですか。急に出てきたのですか。

柴田教育長：一番初めに出していた、5つの案の中の3つ目の案と同じです。市長は、この案を提案されているわけですね。

藤井委員：竹尾緑地に建てるのが、嫌ということですか。

柴田教育長：そうですね。そういう意味ではないでしょうか。

教育の質を考えたときに、校区再編をしたり、1つの小学校から3つの中学校に分かれて行きなさいというのは、教育の質を担保しにくいです。今はもうコミュニティ・スクールとともに、9年間で連続した形で子どもを育てていきなさいというも

のが、国の流れです。1つの学校から3つに分かれていくということは、小学校からすれば3つの中学校の教育課程と連続性をもつというのは非常に難しいです。中学校からしても接続させるのが難しいです。卒業後もそれぞれの学校に分かれていくというのも、中学校を卒業するぐらいになると、それは当然のことだと、自分の進路に向かって違う高校に行くのですが、小学校から中学校に上がる時は、やはり一緒に行きたいというのはあるかもしれません。よって、子どもにとって、どのようなシステムの学校が良いのかというのは、考えたほうが良いと思います。

青木委員：福間中学校の生徒数を緩和するために、手光に中学校だけつくるという案はないのですか。

柴田教育長：つくるとするなら、小中学校だと思います。

青木委員：もちろんそうでしょうけど、将来的に小中学校をつくれるような形にしておいて、とりあえず中学校だけつくり、用地買収していきながら、将来的には小学校もつくる、あるいは人数が減っていくようだったら小学校はつくらない、というようなことはできないのでしょうか。

手光に小学校だけ建てても、福間中学校の大規模校化は全く解消できないと思います。

宮原課長：そうですね。

中学校だけつくると、福間南小学校と福間小学校については過大規模校になります。1, 600人や1, 800人というのはまた問題になってくるのかなと思います。そうすると、ではまた5-4制という話になると、校区が入り乱れる中での5-4制は難しくなってくるのかなと思います。

青木委員：本当に難しいですね。スピード感のことを考えないといけませんね。

柴田教育長：スピードが大事になります。

このままずるずるいって学校が建たず、令和10年のピークを過ぎてしまうと、乗り切れたじゃないかということになります。過大な規模のまま。

藤井委員：7クラスもあると、友達関係はどうなるだろうということもありますね。

柴田教育長：特に小学校とかはそうですね。

藤井委員：やはり3クラスや4クラスが良いですね。

柴田教育長：複数学年の交流があるというのが一番良いです。

この手光の小学校案で、先ほど2万7,000平米、5,000平米といった数字を出しましたが、あまり分らないですよ。5,000平米のグラウンドというのは、大体勝浦小学校のグラウンドと同じ広さです。1,000人を超える規模の学校なのに勝浦小学校くらいのグラウンドしかできません。上西郷や勝浦小学校の運動場が大体5,000平米ぐらいです。

児童数が100人程度の学校の運動場と、1,000人規模の運動場が同じくらいということになります。

よって、ベストというのはなかなか見つからないから、子どもにとってどこがよりベターなのかということで考えていただきたいと思います。

また、福津市の教育委員会が十数年間取り組んできたコミュニティ・スクールからの発展で、教育懇話会の答申などもお読みになったと思うのですが、そのようなところも含めて考えていただきたいと思います。

半澤委員：市長の、「新設学校建設によせて」で、宮司郷づくりは全くコミュニティ・スクールの呈を要していないと、あるのですが、どういったことなのですか。

柴田教育長：そんなことはないですよ。津屋崎小学校も津屋崎中学校も、宮司郷づくりはものすごく関与していただいています。

半澤委員：これはどういうことなのかなと思ひまして。

青木委員：宮司郷づくりはとても活発に活動されています。

柴田教育長：どちらにしても賛否はあります。だから、さきほど言ったように、子どもにとってよりベターな教育環境を整える。

半澤委員：第一に、早く建てて緩和をするということが一番ですね。

柴田教育長：部長より、お願いします。

榊部長：これまでは、増設で対応するという方針のもとに進んでいるところを、昨年度、新設校を建てるということを打ち出して、大きく方針転換をしております。

それで、現在竹尾緑地、手光地区、といった地名が出ていますが、基本的には現在、児童数が増加している福間中学校、福間小学校、福間南小学校がある福間中学校区内に学校を新設するのか、福間中学校区外に学校を新設するかというような話になってくるかと思います。

それで、本当に2つの小学校と1つの中学校を同時にどうするかというところで、検討段階の中ではもう全てが過大規模校ですので、福間小学校第二小学校、福間南小学第二小学校、福間中学校第二中学校、それぐらいの勢いがないと、解消というのはできないのかなと思います。

しかし実際には、用地ないしは財源の問題で難しいということです。では、小学校1つと中学校1つということになるのですが、それでも、非常に厳しいということです。様々なことを総合的に考えて、竹尾緑地に中学校ということ、同時に小中一貫の5―4制ということで進めていたところです。

しかし、今回まだ協議が調整不足で、大変申し訳ないところなのですが、手光地区に小中一体型の学校ということであれば、そこも十分に竹尾緑地案と同じような比較というところで検討はさせていただいていたのですが、どうしても小中一体型の学校となれば、1つの学校ではなく、2つ分の学校というこ

とになってきますので、実際に財源的にも非常に厳しいかなということだと思います。できないことはないかもしれませんが、学校というのは施設を建てるだけでは動いていけないということです。子どもの教育というのは施設があって、備品もあって、子どもを支援する教職員も含めた体制というのが必要です。そういった意味合いで、現状、予算の制約がある中で、総合的に考えて一番ベターな方法ということで、福間中学校区内の中学校新設ということで提案をさせていただいているところです。

大きなところでは、校区の再編というのは極力避けていこうということです。これは、言葉では簡単なのですが、実際に子どもや保護者に対する負担というのは、非常に大きなものだろうと考えております。もう一つが、市長の新設学校建設によせるところで、コミュニティ・スクールに対する評価というのが非常に低いんだと、私は理解しているのですが、これまで10年以上かけて積み重ねてきたコミュニティ・スクールの発展期というところで、いろいろなところから視察も来ておりますし、中学生が、地域のおかげでとか、地域のためにという、例えば津屋崎中学校の生徒会長とかも、そういった言葉を自然に発するような状況の中で、確実に根づいているのだろうなと自分の中では評価しております。ある意味福津市の教育にとって強みであると思っておりますので、その強みをどう生かしていくのが大事だと考えています。新設校を建てるために、わざわざその強みをなくして、新たにまたスタートするというよりも、その強みを生かした形で新設校を建てたいという思いがあります。

また、コミュニティ・スクールの発展期とともに小中一貫教育を導入するというところで、コミュニティ・スクールは地域とのつながりの横のつながりであるなら、小中一貫教育というのは、小学校と中学校の縦のつながりです。子ども達の支援の体制というところで、一番効果的かなというところで、小中一貫教育の導入も同時にするというところです。本当は別々で議論する話だと思っているのですが、福間中学校校区の状況を踏まえれば、小中一貫教育の導入における方法論として、5-4制がふさわしいのかなというところで、福間中学校区内に中学校の新設をということです。実際にその用地の候補地としては、福間中学校校区内といったときには、もう竹尾緑地しかないのかなということで、教育委員会としては総合的に判断して提案をさせていただいたところです。

実際教育委員会のほうが勝手に進めるということではなく、内部調整としてのいろいろな協議を踏まえて、提案をして、それを基にしながらいろいろと説明会等をというところで考えていたのですが、その方針自体が市の内部の中でいくつも出てきており、その調整に対しては大変苦慮しているところです。

先ほど宮原課長からも説明しましたとおり、3月、4月といろんな協議を踏まえて、当初は手光地区に小中一貫校というところでおっしゃられているのかなと思っていました。しかし、4月27日に、手光に小学校ということでおっしゃられ、先週の13日には校区の範囲が変更されて、正直こちらも市長からの代替案というのが、二転三転するものですら、正直なところ対応に非常に苦慮しているような状況です。

昨年度、新設校建設という方針を進める中で、少し急ぎ過ぎたということは、正直なところ私たちも反省しているところです。

それで、令和6年度というところで申し上げているのが、福間中学校校区内の学校が喫緊の課題というところと、現在福間中学校の建て替え工事をしているのですが、現状の生徒数の推計で、現在福間小学校と福間南小学校に通っている児童だけで、教室が令和6年度には不足します。またそこで新たな投資を行う必要があるというようなことで、令和6年度4月までに何とか新設校が開校するようというように提案のほうをさせていただいております。推計では令和6年度以降も児童生徒数が伸びていく状況です。

ピークを過ぎるような計画であるなら、既存のところで大丈夫じゃないかというような議論も、恐らく生じてくるのかなということが、非常に危惧するところではあります。

児童生徒数が増えれば、それに比例して教職員の先生方も増えてきますので、教職員の先生が多いということは、多様な先生方もおられて良い面もありますが、やはり大人数の教職員の先生方を管理し、その体制がうまく機能していくためには、相当な労力が必要になってくると考えています。そういった観点からも、やはり解消はできないのですが、現状の福間中学校区の学校に対してはできるだけ早期に、何らかの対応策、緩和策というのは必要になってくるのではないかと思います。

代替案として手光地区というところもあるのですが、そのために郷づくりの区割りを替えたり、4つの小学校区を校区変更したりというようなところが、時間的な部分も厳しいですし、中学校の過大規模は解消せず、中学校区の問題点もある中で、神興小学校校区、津屋崎小学校校区、いろいろなところの校区編成をする意味合いを感じないところもあります。もう一つは、その小学校から3つの中学校に分かれていくといったときにコミュニティ・スクールの発展期における小中一貫教育という仕組み、そういったところをどう仕掛けていくのかという厳しさも出てくるのかなということも苦慮しているところです。

そういうことで、出てきた代替案に対して、今後のよりよい教育効果を求めていくなら、竹尾案ということで、教育委員会としての案を改めて求めていきたいと考えているところです。

実際に現状としては、竹尾緑地に新設することは駄目ですということは言われておりません。保留という形で進んでいます。いたずらに期間が延びてきているような状況ですので、教育委員会としては、竹尾案でということ、早急な方針決定と、予算措置をとということで、申し出をしていきたいと考えているところです。

今日は別添にあります、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づく教育財産の取得に係る申し出について」ということで、委員の皆さんの御了解がいただけたらこれを市長に提出させていただきたいと考えております。

正直なところ、どこの市町村もこんなものは出したことないだろうと思いますし、福津市の方でも出したことはないのですが、先日5月18日の庁議の中で竹尾案として提案をしたところ、保留しますということで、先延ばしの状況になっているところです。教育委員会としては、早急に方針を決定してほしいという趣旨でこの申出書を今日、教育委員さんの中で御了解をいただければ、市長のほうにこの申出書を提出したいなと考えているところでございます。

それで、内容については先ほど申し上げました、福間中学校区の過大規模校対策として、当該区域内に中学校を新設する提案に対して、早急に方針決定と予算措置をお願いしたいということで書いております。

理由については、中学校新設に係る理由と、代替案として提示をいただいた、手光の小学校の懸念される事項を書かせていただいて、その中で教育委員会としては、より教育効果が期待できる中学校の新設ということで、このことについて早急な方針決定と予算措置をお願いしたいという内容になっております。

基本的には中学校新設なのか、小学校新設なのか、というよりも、次に進めるための状況にもっていききたいというのが一番です。

現状としては保留で、例えばPTAの保護者に対して、意見を聞くような状況ではないというところがあります。このままだと恐らく時間だけがどんどんたっていくのかなと思っています。

それで、先ほど竹尾緑地の安全面というところで、古い活断層や、3号線を挟んだところのため池、あと急傾斜地、湿地、そういったところの危険性を、市長部局のほうから疑問点ということであるのですが、その部分についてはいろいろな文献など調査をしたところ、例えば水没とかいったところは、盛土をすれば解消もしますし、3号線を越えたところのため池が決壊して、あふれ出したらとかいうようなことも、盛土によって浸

水することはないというようなところで、ゼロリスクまで求めるかどうかというのは、いろいろ疑問点はあるでしょうし、活断層についても、もう起こらないとは言い切れませんけども、起こる可能性というのは、非常に低いというような見解もいただいているところで、いわゆる技術的な対応でその安全性は担保できるということで判断しているところであります。

教育委員会としては、竹尾案は教育効果をより求められる案ということで提案していますが、先ほどの安全面についての反対意見の部分については、協議の中でいろいろクリアはしているのですが、根本的になぜ駄目なのかというところがまだ明確に把握というか、理解ができていないというような状況です。

現状の保留ということを、早期に解消するような方向で、そういった意味合いで、この申出書を市長のほうに提出したいと考えているところでございます。そちらの部分について御了解をいただければと思っているところです。

それとあわせて、先ほども申し上げたコミュニティ・スクールの中での小中一貫教育の導入ということで、津屋崎中校区、福間東中校区、福間中学校区、中学校区単位で、一番ふさわしい導入を考えていきたいと思っているのですが、その中で福間中学校に今おかれている状況というところを踏まえれば、小中一貫5—4制というのが一番適切なのかなと考えております。教育懇話会の答申の中にもありますとおり、そのような方向で考えていきたいというところも合わせて、皆様の御意見をいただければと思っております。

今村委員：一つ質問です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第28条についてです。

「地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする。」と書いていますよね、まってということはどういうことですか。例えば、基づいてとか従ってとは書いていないですよね。最終的には市長が決断して、議会で承認になるのですか。

榊部長：そうですね。

このような申出は、通常出したりはしません。やはり教育行政というのは、市長自体が教育委員会の活動に対して介入はできないということで、指示を出すとか、そういうことは権限外の話になってきます。ただ予算編成権自体は、教育委員会の方は持ち合わせておらず、市長部局が持っています。ただし市長が勝手にここに建てるとかいうのは、市長の権限としては持ち合わせていないというように理解はしておいていただければと思います。

現状は中学校新設に向けていろいろな設計委託料とか、そういった予算措置をお願いして、本来は当初予算の中に入れてい

ただきたいということで、昨年1月、2月頃いろいろと協議を重ねていったのですが、予算を編成する権限は、市長しか持ち合わせていませんので、この分は予算を計上しませんよというような状況と理解してもらえれば良いかなと思います。

今村委員：市長は、当初言われていた手光地区に小中一貫校ではなく、小学校だけ、と言われるのは、費用を考えて言われたのでしょうか。

榊部長：4月27日の前と後で少し状況が変わったかなというのが正直なところですね。手光の小中一貫校であれば、恐らく100億近い金額になります。手光の小中一貫校となれば、実質的に財源的な制約はあると考えておりますし、実際に財政部局のほうからは、無理というようなこともいただきましたので、恐らく現実的なところではないのかなと考えております。

それで、手光地区に小学校をとということで挙がってきておりますけれども、本当に究極の数合わせのような学校新設になるのかなという判断をしておりますので、竹尾緑地に中学校案のほうが、より経費はかかるのですが、これだけの教育効果があるので、そちらのほうでの方針決定と、かつ予算の確保をお願いしたいというところで、申出書を出させていただきたいと考えております。早期にこれを解決していただきたいというところでのアクションというように考えてもらったら良いかなと思います。

それと明確にはおっしゃっていませんでしたが、それこそいみじくも青木委員がおっしゃられたところで、新型コロナウイルスにおける財政出動とかいうところもあって、そういった意味合いでこの場面で一気に過大な投資はしないようにというようには思ったのですが、そういったところでいろんな経済施策とか、教育以外の部分でもかなりの財政出動があっているような状況と、先ほどのICTの事業を進めることによって、新設校自体をつくらないという選択肢も、もしかして市長の頭の中にあるような、市長がつくられた新設学校建設によせてというところでは、かいま見える部分もなきにしもあらずだなというところも非常に心配しているところでございます。この段階において早く方針決定をして、予算の裏づけをというところは求めていけたら良いなと思っております。

今村委員：学校をつくらなかったら、物すごい数になるでしょう。学校をつくらないというわけにはいかないでしょうね。

宮原課長：現在ある学校の校舎を増築し続けることになりますね。

今村委員：そのようなことはできるのですか。

宮原課長：今現在、福岡小学校、福岡南小学校でも50教室の教室を確保するような学校にすでに今なっています。福岡小学校はさらにその上をいくような増築が必要になってくると考えられます。福岡中学校も今のままでは増築が必要になってくるとのこと

になります。

今村委員：福間中学校は、結構敷地は広いですけどね。

宮原課長：そうですね。ただ今現在、校舎の前にプレハブを建てています。それと同じような状況で多分増築というようになってしまいますと、やはり部活動などをする上ではかなり支障が出てくるものではないのかなと思っております。

榑部長：要は、このような申し出を提出し、早く決めてくださいというところですね。

青木委員：決めるというのは、竹尾緑地に決めてくれということですか。

榑部長：当然教育委員会としては、竹尾緑地にというところですけども、要はどう調整していくかということです。

中学校新設について保留の状態がいつまでも続けられても正直なところ、私たちも次のアクションがなかなか起こせないのです。

青木委員：でも今市長は、手光地区ならすぐ決定しますが、竹尾緑地なら決定しません、というスタンスですよ。ということは、いつまでも平行線ということですよ。

半澤委員：でも手光に小学校の案では、校区再編をしないと、中学校は緩和されませんし、中学校の過大規模が解決しないということですよ。

手光小学校を想像してみると、各地域から児童を集めて、それで、中学生になったらまた各中学校に少しずつ行くわけでしょう。そしたら、その新しく行ったほうの中学校で、例えば福間中学校に行ったら、福間南小学校から来た子ども達と福間小学校から来た子ども達は仲間がたくさんいて、地域の人とも仲よくやっていて、そこに少しの人たちが入って、肩身が狭いのではないかなという気がします。

しかも小学校は人数がいるわりに、小さな校庭で窮屈な思いをして、新しいという意味ではよいかなと思うかもしれないけど、中学生になるときにその子ども達が少しかわいそうな気がします。

青木委員：人数調整のための分校みたいな感じだから、近くの子ども達だけ集まりなさいという感じですね。

今村委員：手光に建てる場合は、小学校から中学校に行くときに分かれていくというのが、それはある意味しょうがないですね。理想は1つの小学校から全員そのまま同じ中学校に上がることだと思いますが、いろいろな生徒が集まる中で、中学の中でいろいろお互いに教育がされていくと思いますから、活性化されて良いということもあるかもしれません。社会に出ればそういうことはあるので。理想としては同じ中学校に行くことが一番良いのですが。私は、校区の編成とするコミュニティが分かれることのほうがもっと問題かなと思います。

柴田教育長：だから、よりベターなのはどちらかということを考えていただ

きたいと思います。

今村委員：ベストはないからですね。ベターで判断するしかないでしょうね。

榊部長：4月27日と5月13日の協議は、教育委員会から申し出ました。実は5月8日も実際にする予定だったのですが、延期になりまして、13日に設定してという状況で、恐らく教育委員会がアクションを起こさないと、ずっと先延ばしされるのかなというように危惧していて、その場で結論が出なければ、次とずっとスケジュールを調整していて、向こうからどうこうというのはないままの状況です。

代替案に対して、教育委員会としては教育効果がより高い、先ほど教育長がおっしゃられたベターの中学校新設案ですというところの意思表示をするというところの意味合いです。

先ほど言ったように、市長は、予算を編成する権限は持っていますけど、市長がここに建てろということは、権限外の話になってきますので、そういうことはできませんよというところは明確にしておく必要はあるのかなと思います。

改めて教育委員会のスタンスとして、中学校新設案と、もう一つは保留という決断というか、本当に決断しないことを決断したという状況を、少しでも早く解決していただきたいという意図をもって、申出書を提出することで、ひとつ立場を明確にしておきたいというところが、一番大きな趣旨ではあります。

今村委員：もし市長が決断をされて、議会に出すとしたら、もう6月は間に合わないわけですね。

榊部長：多分厳しいと思います。

この現時点では間に合わないということはないのですが、今の状態で、竹尾緑地に新設の決断をする可能性は低いと思います。

庁議の中の雰囲気だと、秋か冬というような表現をされてしまったので、一番懸念しているのは、先に引き延ばされるのかなというのがあります。

柴田教育長：この2カ月半でも市長の考えは三回変わりました。

ただとにかく、先ほど藤井委員もおっしゃいましたが、スピード感をもたせるためには、何か我々としてはアクションを起こすならば、まずこれを出しておきたいということです。

榊部長：この申出書を市長の方に提出してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

ありがとうございます。

8 日程第8 報告

柴田教育長：では、あとは報告、連絡事項になります。日程第8、報告でございますが、私の動静報告は書面での報告で終わらせてもらい

ます。

新型コロナウイルス対策に伴う学校等の対応について、課長のほうからよろしく願いいたします。

水上課長：13ページになります。

委員の皆様にも御心配をかけていますが、緊急事態宣言解除に伴う小中学校教育活動の再開についてでございますが、御承知のとおり、国の緊急事態宣言の解除ということで、福岡県も解除となっております。これを受けまして、福岡県の動向また学校との意見を聞きながら、本市におきましても中段のほうに書いていますが、5月25日（月）に学校再開ということで行っていきたいと思っております。

しかしながら一気に再開ということではなく、段階を踏みながらいきたいということで、分散登校等しながら、学校再開に向けて進めていきたいと思っております。それで、通常登校につきましては現段階では6月1日（月）から給食を含めての形で行っていきたいと思っております。

別紙の資料をごらんください。

5月18日から6月1日までの間の各小中学校におけます分散登校等の状況についてまとめております。詳細は御説明いたしませんので、ごらんになっていただきたいと思います。やはり小規模校、大規模校によって登校の仕方は当然変わってきますので、こういった形で分散登校を踏まえながら通常登校へ向けて進めていきたいというように考えているところでございます。

当然ながら新型コロナウイルスの感染拡大防止につきましても、13ページのほうの下段のほうに書いていますとおり、本市の教育委員会におきましてガイドラインを設けまして、換気や消毒、マスクの着用等行いながら感染防止に向けて進めていきたいと思っております。現状の報告でございます。

柴田教育長：はい。それぞれ学校規模違いますし、緩やかに学校再開を始めたというところです。

今村委員：よく考えられていますね、名字が「あ〜と」の児童というように。

柴田教育長：こうすることによって兄弟が一緒に来れます。

今村委員：それよいですね。

柴田教育長：今日福間小学校と津屋崎小学校を見てきました。しっかりとソーシャルディスタンスを取れていました。

1年から6年まで全部来ているのですが、名字で分けてあるから、兄弟は一緒に来れるということです。普通は出席番号や学年、学級単位で分けると思ったのですが、こうすることによって、兄弟で一緒に来れるし、しかも半分に分けられるということでした。

1年生はとっても御行儀よくしていましたよ。

それを見ていただければ、何日のどの時間帯はどんなことをしているかということがおおむね分かります。上西郷小学校や勝浦小学校は、1クラスが20人いないので、全児童ということになっています。

25日以降からは、全学校が登校になりますし、来月から給食もあるということです。

水上課長：すみません、もう一つよろしいですか。

お手元のほうにお配りしています、学校運営協議会委員名簿と地域学校共同活動推進委員名簿でございます。

令和2年度の名簿でございます。本市のコミュニティ・スクールを進めていく上での基盤となります学校運営協議会と地域学校協働推進委員の名簿でございます。委員が決まりましたのでお配りしています。ただし学校運営協議会の名簿につきましては、津屋崎小学校の分がまだ準備できておりません。まだ数名決まっていないということでございますので、決まり次第次の教育委員会でも報告させていただきたいと思っています。それから、6ページにつきましては、地域学校協働推進委員の名簿でございます。こちらのほうについても、上西郷小学校と津屋崎小学校に空欄がございますが、こちらのほうも決まっていない推進委員がいらっしゃいますので、本日は空欄になっています。決まり次第また報告させていただきたいと思っています。

以上でございます。

柴田教育長：はい。ありがとうございます。

9 日程第9 その他

柴田教育長：では、最後事務局のほうから、今後のスケジュールについて、よろしくお願いします。

笹田係長：今後のスケジュールについて14ページを御覧ください。

本日から6月30日までのスケジュールを載せております。

運動会等の延期は検討中ということで、本来であれば今月末頃に入ってくるのですが、その予定はなくなっております。

教育委員の皆様に関わる部分としまして、こちらも議会の関係で日程を、当初の予定から変更させていただいております。次回の教育委員会定例会は、6月30日（火）、午後3時から、本館2階の中会議室で予定をしております。

よろしくお願いいたします。

柴田教育長：はい。ありがとうございました。

10 日程第10 閉会宣言

柴田教育長：以上で、今日予定されていまして議事日程は全て終了でございます。ありがとうございました。

